

廿日市市ブロック塀等安全確保事業補助金交付要綱

平成31年4月26日

告示第170号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震の際のブロック塀等の倒壊による通行人への被害の防止や迅速な避難のための経路を確保するため、道路に面する倒壊のおそれのあるブロック塀等の除却又は建替工事に要する費用の一部に対する補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、廿日市市補助金等交付規則（平成5年規則第10号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 コンクリートブロック造の塀、石造、レンガ造、その他組積造の重量構造物をいう。
- (2) 道路等 広島県緊急輸送道路ネットワーク計画（平成8年広島県策定）により設定される緊急輸送道路、市内の小中学校の通学路及び指定緊急避難場所・指定避難所までの経路をいう。
- (3) 所有者等 ブロック塀等の所有者又は管理者をいう。
- (4) 補助事業者 この要綱に基づき、補助金の交付を受けようとする、又は補助金の交付の決定を受けた所有者等をいう。
- (5) 除却工事 原則として敷地内における補助対象の道路等に面するブロック塀等の全てを除却する工事をいう。
- (6) 建替工事 ブロック塀等の除却工事及び当該除却するブロック塀等に対応するものと認められる位置等に設ける安全上支障のない軽量フェンス等（ブロック塀等を除く。）の新設工事をいう。

(補助対象ブロック塀等)

第3条 本市の区域内に存する個人所有のブロック塀等（当該ブロック塀の存する敷地の土地及び建物の所有者が個人であるものに限る。）で、

補助事業の対象となるブロック塀等（以下「補助対象ブロック塀等」という。）は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 道路等に面するもの
- (2) 道路面からの高さが0.6m以上のもの（擁壁の上に設置されている場合は、塀の部分の高さが0.6m以上のものに限る。）
- (3) 表による点検の結果、安全性が確認できないもの
- (4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に違反していないもの
- (5) その他市長が適当と認めるもの
（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者は、補助対象ブロック塀等の所有者等で、市税及び使用料の滞納がない者とする。

（補助対象事業）

第5条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、廿日市市域において、次に掲げるいずれかに該当するものとする。

- (1) 道路等に面する補助対象ブロック塀等の除却工事
- (2) 補助対象ブロック塀等の建替工事

（補助対象経費及び補助金の交付額）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条第1号に規定する除却工事及び同条第2号に規定する建替工事に要する費用とする。

2 補助金の交付額は、予算の範囲内において補助対象経費に2/3を乗じた額（その額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とし、次の各号に定める額を上限とする。なお、除却工事に係る補助額と新設工事に係る補助額の合計は、補助対象ブロック塀等の延長距離に80,000円/mと2/3を乗じた額（その額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）以内とする。

- (1) 前条第1号に規定する除却工事 150,000円

(2) 前条第2号に規定する建替工事 300,000円(除却工事 150,000円、新設工事 150,000円)

(補助申請前の協議)

第7条 補助金の交付を受けようとする所有者等は、事前に市長と協議を行うものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象事業の着手(補助対象事業の契約)前に、補助金交付申請書(別記様式第1号)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付の決定等)

第9条 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかに、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付の可否及び補助金の額を決定するものとする。

2 前項の規定により、補助金を交付することが適当と認めたものについては補助金交付決定通知書(別記様式第2号)を、交付することが不適当と認めたものについては補助金不交付決定通知書(別記様式第3号)を交付するものとする。

3 前項の交付決定の通知を受けた補助事業者は、当該通知後に当該事業に着手することとする。

(補助対象事業の変更、中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、第9条の規定による補助金交付決定の通知を受けた後、補助対象事業の内容を変更(軽微な変更を除く。)、中止、又は廃止をするときは、事業(変更・中止・廃止)承認申請書(別記様式第4号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の軽微な変更は、事業内容の変更(当初事業目的を変更しない範囲のものに限る。)で、補助金の額に変更を生じないものとする。

3 市長は、第1項の申請書を受理したときは、速やかに当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、事業(変更・中止・廃

止) (承認・不承認) 通知書 (別記様式第 5 号) により、当該補助事業者
に通知するものとする。

(実績報告)

第 1 1 条 補助事業者は、第 9 条第 1 項に規定する補助金交付決定の補助
事業が完了したときは、当該事業完了後 3 0 日以内かつ交付決定を受け
た日の属する会計年度の 2 月末までに、完了実績報告書 (別記様式第 6
号) に関係書類を添えて市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 1 2 条 市長は、前条に規定する実績報告を受けたときは、速やかに、
当該報告に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、当該
事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合する
と認めたときは、当該事業の交付すべき補助金の額を確定するものとす
る。

2 市長は、前項の規定のより確定した補助金について、補助金額確定通
知書 (別記様式第 7 号) により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 1 3 条 補助事業者は、前条第 2 項に規定する補助金の額の確定通知を
受けた場合、速やかに事業補助金交付請求書 (別記様式 8 号) を市長に
提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第 1 4 条 市長は、補助事業者が、次の号のいずれかに該当すると認める
ときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるも
のとする。

(1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受け
たことが明らかになったとき。

(2) 補助金の交付決定の内容に違反したとき。

(3) 前 2 号のほか、この要綱の規定に違反したとき。

2 前項の取消しは、補助金交付決定取消通知書 (別記様式第 9 号) によ
り補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、補助金の交付決定を取消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 前項に規定する返還命令は、事業補助金返還命令書（別記様式第10号）により行うものとする。

3 補助事業者は、第1項の規定において補助金の返還を求められたときは、規則19条に基づき、加算金及び延滞金を納付しなければならない。

(立入り検査等)

第16条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者から報告もしくは資料の提出を求め、又は当該職員にその事務所、建築物等に立ち入らせ、関係者に質問させるものとする。

2 市長は、前項の結果、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、当該事業を遂行すべきことを指示することができる。

3 市長は、補助事業者が前項の指示に違反したときは、当該事業者に対して補助事業の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

(関係書類の整備)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした帳簿及び書類を備え付け、それらを第12条の通知を受けた日から5年間保存しなければならない。

(調査協力)

第18条 補助事業者は、補助事業に関し、市長が必要な調査をするときは、これに協力するものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年5月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表

1 コンクリートブロック造の塀の場合

項目		基準
①	高さ	塀の高さは2.2m以下
②	壁の厚さ	高さが2.0m以下の場合、塀の厚さは10cm以上
		高さが2.0mを超える場合、15cm以上
③	控え壁(高さが1.2mを超える塀の場合)	塀の長さ3.4m以下ごとに控え壁(塀の高さの1/5以上突出したもの)がある
④	基礎	基礎がある
⑤	傾き、ひび割れ	傾き、著しいひび割れや損傷等がない
⑥	ぐらつき	人の力で簡単にぐらつかない

2 組石造の塀の場合

項目		基準
①	高さ	塀の高さは1.2m以下
②	壁の厚さ	塀の厚さは高さの1/10以上
③	控え壁	塀の長さ4.0m以下ごとに控え壁(塀の厚さの1.5倍以上突出したもの)がある(塀の厚さが高さの1.5/10以上の場合を除く)
④	基礎	基礎がある
⑤	傾き、ひび割れ	傾き、著しいひび割れや損傷等がない
⑥	ぐらつき	人の力で簡単にぐらつかない